

講師及び原稿執筆等謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が依頼する講師及び原稿執筆等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の常勤役員及び職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講演及び司会等の実施の対価
- (2) 会議等に参加し討議の実施の対価
- (3) 機関誌、教本等の原稿執筆の対価
- (4) 試験問題の作成及び採点の対価
- (5) 通訳及び翻訳の対価
- (6) 研究調査等の作業の対価
- (7) その他

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

(領収書の收受)

第5条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。

なお、インターネットバンキングによる支払の場合はこの限りではない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払いに際して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成21年7月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

講師及び原稿執筆等謝金に関する規程 別表1

令和3年4月1日

対象者	基準額 (単価:円)	支給単位	備考
講師(実技指導者含)	15,000	1時間当り	講義講師、実技指導者 (スポーツクター、弁護士等専門家は除く)
助手	10,000	1時間当り	実技指導の場合のみ適用する。
講演者	50,000	1時間当り	専門的な講話
司会者	15,000	1時間当り	アナウンサー的業務とパネルディスカッションなどのコーディネーター的業務を区別する。
パネリスト	15,000	1時間当り	3名以上で行うパネルディスカッション時に適用する。
実技検定者	10,000	1時間当り	
実技検定被験者	10,000	1時間当り	
試験問題作成者	500	1問当り	論述式と客観式問題
試験問題校閲者	300	1問当り	論述式と客観式問題
試験問題採点者(論述式)	1,000	1問当り	論述式問題
試験問題採点者(客観式)	300	1問当り	客観式問題
通訳	30,000	1日当り	学生通訳は15,000円とする。
通訳(帯同・宿泊時)	40,000	1日当り	学生通訳は20,000円とする。
翻訳者	4,000	400字(200ワード)当り	学生翻訳者は3,200円とする。
国際交流受入民泊家庭	5,000	1名当り1泊夕食付き	1泊朝夕食付きは6,000円、1泊素泊まりは3,000円とする。
原稿執筆者	3,000	400字新規原稿	
HPコンテンツ編集者	10,000	1日当り	
オンライン講習チューター	2,000	1問当り	
委員会・会議出席者	5,000	1回当り	通常は謝金の支払はないが、特別な場合のみ適用する。
ワーキング作業班出席者	10,000	1回当り	作業内容により決定する。
大会・交流等式典協力団体	30,000	1回1団体当り	もしくは個人@2,000円×人数とする。
大会協力医師	30,000	1日	
大会協力看護師	15,000	1日	
調査データ等集計者	10,000	1日当り	責任者:10,000円 作業者:5,000円(学生など)
運営支援スタッフ	7,000	1日当り	

< * > 謝金の支給については、役務に対する個人への報酬であり、労務の生じない場合においては支給しない。

< * > 上記謝金単価基準に含まれない謝金が発生した場合は、別途定める。

公益財団法人日本スポーツ協会 翻訳謝金単価基準

謝金単価：400字（200ワード）当り

@4,000円（税込額）

【謝金単価パターン（1枚当たり）】

1,201字～1,600字：	16,000円
801字～1,200字：	12,000円
401字～ 800字：	8,000円
400字以下：	4,000円

○ 学生に対しては、上記計算額合計に0.8を乗じることとする。

- * なお業者手配の場合は業者設定の価格にて支払うこととする（その場合業務委託費となる）。
- * 和訳および外国語訳すべて共通（日本語文字数換算）。

公益財団法人日本スポーツ協会 国際交流事業にかかわる

謝金等単価基準

＜国際交流事業（受入）にかかわるホームステイ謝金＞

対象：ホームステイ受入者

- 1泊素泊まり（1名当り）： @3,000円
- 1泊夕食付き（1名当り）： @5,000円
（1泊朝食付き（1名当り）： @4,000円）
- 1泊夕朝食付き（1名当り）： @6,000円

＜国際交流事業（受入）にかかわる歓迎夕食会費＞

対象：ホテル等での歓迎夕食会経費

- 通常の受入外国者および日本側関係者（1名当り）
： @5,000～7,000円＜税別＞
- V I P（1名当り）： @10,000～15,000円＜税別＞

* なお、日本側関係者については、会費（参加料）を幾分か負担してもらう＜特に公務員に関しては倫理規程等に抵触する恐れがあるため＞。

公益財団法人日本スポーツ協会 原稿料等支払基準

【謝金単価基準別紙③】

平成30年4月1日

区分	区分内容	単 価	支 払 内 容
新規原稿	執筆者の新規書き起こし原稿	@3,000円 / 400字詰 1枚 @1,800円 / 240字詰 1枚	横組20字(24字)を1行とし、20行(10行)を1枚とする。 通算行数の端数については、5行(3行)以下は切り捨て、 6~15行(4~7行)は50%支払い、16行(8行)以上は 全額を支払う。
写し原稿	執筆者の既存原稿をもとに 一部訂正を加えたもの	@1,000円 / 400字詰 1枚 @600円 / 240字詰 1枚	同 上
コピー原稿	執筆者の既存原稿をコピ一流用 したもの	@500円 / 400字詰 1枚 @300円 / 240字詰 1枚	同 上
推敲	再版等において執筆者の既存 原稿に対し推敲を重ねたもの	@1,500円 / A4版1ページ @300円 / 400字詰 1枚	同 上
図表	数表等をもとに作成された図表 (グラフ、チャート等)	@2,500円 / 1点(新規作成) @1,000円 / 1点(本会発行物からの転用) @1,500円 / 1点(その他発行物からの転用)	現行の公認スポーツ指導者養成講習会用テキストから の転用については、支払対象としない。
数表	数字、文字による表	@1,200円 / 1点(新規作成) @500円 / 1点(本会発行物からの転用) @700円 / 1点(その他発行物からの転用)	同 上
写真・絵	動き等を示す写真・絵	@1,200円 / 1点(新規作成) @500円 / 1点(本会発行物からの転用) @700円 / 1点(その他発行物からの転用)	同 上 業者等からの無償提供の場合は、支払対象としない。

公益財団法人日本スポーツ協会 オンライン講習会における自主学習用ビデオ教材（動画）製作謝金単価基準

令和2年8月20日

対象者	基準額 (単価：円)		支給単位	備考
当協会から依頼した 動画制作者	基本料	40,000	完成した動画10分まで	・完成した動画の1分未満の秒数は切り捨て ・完成した動画に既存の映像・画像を流用した場合、流用した映像等の時間は謝金算出時間の対象外とする
	加算料	2,000	完成した動画10分を超えた場合、以降1分当り加算	
動画制作協力者	教員等	10,000	人/日	・動画制作者からの申請に基づく ※1動画当り、5人/日を超える特別な事情がある場合は、事情に応じて判断する。
	学生・大学院生	5,000	※1動画当り、原則5人/日を上限とする	